

西坂税理士事務所だより

発行人 税理士 西坂 竹美

事務所 熊本市東区沼山津1-9-21
〒861-2102 TEL (096) 214-7101
FAX (096) 214-7102

ヒント

ユーモア 明日香出版社から「気がきく人と気がきかない人の習慣」という本がでています。著者は「伝わる表現アドバイザー」として活躍中の山本衣奈子氏。気がきく人、気がきかない人を50項目に整理してあり、ユーモアに関しては、例えば、何事も「オーいいね」で始める。雨が降ったら「オーいいね。これは肌が潤う」、誰かがミスしたら「オーいいね。これは誰でも成長する」、仕事が次から次へときたら「オーいいね。ずいぶん人気者じゃないの」。「オー」でテンションが下がっても、「いいね」で上げることができる。明るい言葉がユーモアとなって伝わっていく。「笑う」に、こだわらない。気がきく人は、いい気分させる。

ヒント

税務

ミニガイド

国税庁の法人税等の申告（課税）実績の概要によると、令和4年度における法人税の申告件数は3,128千件（前年度比2.0%増）、申告所得金額の総額は85兆106億円（前年度比7.0%増）、申告税額の総額は14兆9,099億円（前年度比7.1%増）となり、申告所得金額の総額は、過去最高となっています。



那智滝(和歌山)

角田展章/オアシス

給与等の源泉徴収

□源泉徴収義務

居住者に対し国内において給与等の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならないこととされています。

源泉徴収の際には、次のような点に注意する必要があります。

□給与・賞与の区分

給与を支払う際に源泉徴収をすることとなる税額の算定方法は、その支払う給与が賞与である場合と賞与以外の給与である場合とでは異なっていますので、税額の算定に当たっては、その支払う給与を賞与とそれ以外の給与とに区分する必要があります。

一般に賞与とは、定期的給与とは別に支払われる給与等で、賞与、ボーナス、夏期手当、年末手当、期末手当等の名目で支給されるもの、その他これらに類するものをいいます。

なお、給与等が賞与の性質を有するかどうか明らかでない場合には、次に掲げるようなものは賞与に該当するものとされます。

- ①純益を基準として支給されるもの
- ②あらかじめ支給額又は支給基準の定めのないもの
- ③あらかじめ支給期の定めのないもの。

ただし、雇用契約そのものが臨時である場合のものを除きます。

□給与・月額表・日額表の区分

給与に対する源泉徴収税額表には、「月額表」と「日額表」があります。

月額表は、①月ごとに支払い、②半月・旬ごとに支払い、③月の整数倍ごとに支払い、の場合に使用します。

日額表は、④毎日支払い、⑤週ごとに支払い、⑥日割りで支払い（日雇賃金を除く）、の場合に使用します。

□甲欄・乙欄の区分



○握飯の呼称は中国地方を除いて全国的には「おにぎり」が「おむすび」を上回る。関西地方は俵形、包みは味付け海苔。関東地方は円形、三角、包みは焼き海苔。地方には握らずに大判の海苔で包む「おにぎらず」もある。海苔以外の包みは長野が野沢菜、富山、石川、福井はとろろ昆布、奄美地方は薄焼玉子。その他、胡麻、きな粉、ふりかけ、塗り味噌など。



給与所得者の扶養控除等（異動）申告書を提出している人に支払う給与等については、「甲欄」を適用し、扶養控除等（異動）申告書を提出していない人に支払う給与等については、「乙欄」（日雇賃金を除く）を使用します。

給与等の支払いを受ける人は、その年の最初に給与等の支払いを受ける日の前日までに、扶養控除等（異動）申告書に扶養親族等の状況を記載し、提出しなければならないことになっています。同時に2ヶ所以上から給与の支払いを受ける場合には、1ヶ所（主たる給与の支払者）にしか提出できませんので、注意する必要があります。

なお、源泉控除対象配偶者や扶養親族がない場合でも、扶養控除等（異動）申告書を提出する必要があります。

□丙欄の適用

日雇賃金については、「丙欄」を適用します。

日雇賃金とは、日々雇い入れられる人が、労働した日又は時間によって算定され、かつ、労働した日ごとに支払を受ける給与をいいます。

ただし、一の給与の支払者から継続して2か月を超えて支払を受ける場合には、その2か月を超える部分の期間につき支払を受ける給与は、ここでいう日雇賃金には含まれません。

インボイス制度開始に あたっての留意事項

2023年11月、国税庁は「インボイス制度開始において特にご留意頂きたい事項」として、具体的には①～③の3点について公開しました。

① インボイス登録通知が未達の場合

「10月1日時点で登録通知番号が発行されていない場合」ですが登録通知が未達であっても対応は可能です。10月1日を迎えても、インボイスの登録通知が届かない場合、売り手は登録通知を受けた後、買い手は登録番号を知らせる事後的な対応をすることになります。買い手としては売り手から事後的に受領した登録番号のお知らせなどを保存することで仕入れ税額控除を適用できます。消費税の申告期限までに売り手から登録番号のお知らせがない場合でも、事前に売り手がインボイス発行事業者の登録を受ける旨を確認できていれば事後的に交付された

登録番号のお知らせ等の保存を条件に、登録番号のない請求書などに基づいて仕入れ税額控除が可能です。

② インボイス適正性の確認

インボイスの適正性（番号が有効かどうか）については、事業者においてご確認いただく必要がありますが、全ての取引の都度、確認が必要となるものではなく、取引先の規模や関係性、取引の継続性などを踏まえ、事業者においてその頻度等をご判断いただくことになります。

③ クレジットカード利用の場合

クレジットカードを利用した場合はクレジットカード利用明細書は一般的にインボイス記載事項を満たす書類に該当しないため、その保存のみで仕入れ税額控除することはできずとされています。また、ETCの利用に係るクレジットカード明細書はETC利用照会サービスからダウンロードした利用証明書と合わせることで、簡易インボイスの記載事項を満たすものとなるため、その場合はこれらを併せて保存することで仕入れ税額控除できるとしています。

ナマの税務相談室

Q 被相続人甲（令和2年5月25日相続開始）の相続税申告について、当初申告期限までに遺産分割協議が整わず、「申告期限後

3年以内の分割見込み書」を未分割の相続税申告書と共に当初申告で提出しています。令和6年3月25日で申告期限後3年を経過することとなりますが、分割協議が整わないため「遺産が未分割であることについて止むを得ない事由がある旨の承認申請書」を提出しようと考えています。

なお、この相続に関して訴えの提起、和解、調停、審判の申し立てはされておらず、民法の規定による遺産分割の禁止等もありません。遺産分割が進まないのは、相続人の一人が病気（がん）のため一時入院し退院後も通院と投薬による治療、療養を継続しており、相続人全員による話し合いが十分にできないからです。遺産が未分割であることについての「やむを得ない事

未分割であることについて やむを得ない事由

情」として相続税法基本通達19の2-15に説明されていますが、このケースは、この通達のうち(2)「精神又は身体の重度の障害疾病の

ため加療中である場合」に当たるとして、止むを得ない事由がある旨の承認を受ける事ができるでしょうか。

A 相続税法施行令第4条の2第1項第4号に規定する「当該財産の分割が遅延したことにつき税務署長において止むを得ない事情があると認める場合」、更に相続税法基本通達19の2-15の(2)で貴殿が申されたことが記述されています。

その場合、申請書に必要な事項を記載するとともに財産の分割がされなかった事情の詳細を記載した書類及び医師の診断書を添付して期限（3年を経過する日の翌日から2月を経過する日）までに税務署長に提出すれば認められると思われま

住民税の復興税から 森林環境税への横滑り

復興特別税は、東日本大震災による復興財源の確保を目的として、所得税・法人税・住民税に上乗せする方式で徴収されています。

復興特別所得税は2013年(平成25年)1月1日からの25年間の各年税額に2.1%を乗じた額として徴収されています。復興特別法人税は2012年(平成24年)4月1日以降から始まる事業年度からの2年間(当初は3年間だったが短縮された)、各事業年度の基準となる税額に10%を乗じた額として徴収されました。住民税の復興税は2014年度(平成26年度)から10年間、各年度の均等割額を1,000円(道府県民税、市町村民税、各500円)増額することによ

り徴収されています。住民税の復興税は、平成23年度から平成27年度までの間において各自治体が自ら実施した防災のための施策に要する費用の財源とされました。

復興特別所得税はまだまだ続きますが、復興法人税はすでに終了し、住民税の復興税も2023年度(令和5年度)までなので間もなく終了です。そうすると、2024年度(平成6年度)からは、住民税の均等割額が1,000円下がるのかと思いきや、そうにはなりません。その1,000円は、新たに課税が始まる森林環境税として徴収され続けます。

森林環境税は、気候変動問題に関する国際的な枠組みとしてのパリ協定の下にお

けるわが国の温室効果ガスの排出削減目標の達成を目的とする財源です。そして住民税の復興税は、地方税なので自治体の収入ですが、森林環境税は自治体が代理徴収する国税です。ただ、国に収納される税額は、森林環境譲与税として国から市町村及び都道府県に譲与されるので、自治体の税収にはなりません。

譲与の基準は、10分の5の額を私有林人工林面積で、10分の2の額を林業就業者数比で、10分の3の額を人口比で按分とされています。なお、2024年度(令和6年度)税制改正大綱に「私有林人工林面積及び人口の譲与割合の見直しを行う」との記載があります。森林環境税という名前なのに、山間の無い都市部への配分が人口比により行はわれており、その用途への疑問もあり、それへの配慮修正をこのところであるようです。

「三月の蒼穹にゐて事務とれる 白泉」
忙しい業務年度の最終月。税務でも所得税の確定申告、贈与税の申告に消費税、納税者も税理士も税務署も大忙しです。でも、春です。
「三月の膝やはらかき墓参り 龍太」
「三月や小松の上に雀二子規」
「うすうすと色を重ねて山笑ふ 汀子」
5日啓蟄、20日春分。



大切なのは、
場所を変えるのではなく、
自分自身が変わることだ。

(斉藤茂太)

3月の税務メモ

| (国 税) | | (地方税) |
|-----------------------------|------|----------------------------------|
| ○2月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く) | 11日 | ○2月分個人住民税特別徴収分の納付 |
| ○昨年分の所得税確定申告 | 15日 | ○昨年分の個人住民税・事業税の申告(所得税確定申告者は申告不要) |
| ○昨年分の贈与税申告 | 〃 | |
| ○青色申告の承認申請(それに伴う専従者給与届等の提出) | 〃 | |
| ○昨年分の個人事業者の消費税申告 | 4月1日 | ○1月決算法人の確定申告 |
| ○1月決算法人の確定申告 | 〃 | ○7月決算法人の中間(予定)申告 |
| ○7月決算法人の中間(予定)申告 | 〃 | |

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。